

事務連絡
令和5年3月22日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿
各国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインの改訂等について

水道行政の推進については、平素よりご尽力ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年10月3日に和歌山市で発生した六十谷水管橋の破損事故では、約6万戸の世帯が約1週間断水する事態が生じました。

厚生労働省では、この事故を契機に、水管橋等の維持・修繕を充実し事故の再発防止を図ることや、新技術の普及促進を目的とし、令和5年3月22日に水道施設の維持・修繕の基準となる水道法施行規則第17条の2を改正しました（令和6年4月1日より施行予定）。

また、これに合わせて、維持修繕基準の基本的な考え方等を整理した「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという。）を改訂しましたので、お知らせいたします。

加えて、ガイドラインを補足する資料として、水管橋等の維持管理に係る知見や効果的に維持管理を行うための考え方等について詳細に記載した、「水管橋等の維持・修繕に関する検討報告書」（以下、検討報告書という。）を作成しましたので、合わせてお知らせいたします。

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、水道事業者等という。）におかれましては、改正省令の趣旨に鑑みて、水道施設の点検を含む維持・修繕を適切に実施していただくとともに、それぞれの水道事業者等の実情に応じてガイドライン及び検討報告書を適宜参考としていただくことで、水管橋等の維持・修繕の充実や積極的な新技術の活用検討に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県認可水道事業者等に対し、本件の周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン(新旧対照表)

【ガイドライン・報告書】

- ・ 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン(令和5年3月改訂)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001075799.pdf>
- ・ 水管橋等の維持・修繕に関する検討報告書
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001075801.pdf>

(参考)

- 「水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）」（令和5年3月22日付け薬生水発0320第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html
- 「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインについて」（令和元年9月30日付け事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00005.html
- 水道施設の点検を含む維持・修繕
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205762_00008.html

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担 当：山下、竹中、向川、江口、竹内

電 話：03-3595-2368（水道課直通）

E-mail：suidougi.jutsu@mhlw.go.jp